再編に関する基準等について (案)

※網掛け部が変更箇所

本基準は、令和12年(2030年)3月を完了目標として推進している「高校改革 ~夢に挑戦する学び~再編・整備計画」(第2期再編)におけるものであるため、その適用も令和12年(2030年)3月までとする。また本基準は、再編・整備計画【一次】【二次】【三次】の対象校以外に対して適用するものであり、現在行っている再編・整備計画は、本基準と切り離して引き続き進めていく。

第2期再編後の新たな再編や基準等の必要性については、社会情勢や地域、産業界等の意見を踏まえ、 検討する場の設置を含め引き続き考えていく。

1「都市部存立普通校」の基準について

- ○募集定員 240 人以上が望ましく、さらに規模の大きさを活かせる募集定員 320 人規模の学校の設置も目指す。
- ○規模が縮小し、在籍生徒数が 520 人以下の状態が 2年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合(新たな高校をつくる)、②募集停止のいずれかの方策をとる。

2「都市部存立専門校」の基準について

- ○募集定員 120 人以上が望ましい。
- ○規模が縮小し、在籍生徒数が 280 人以下の状態が 2年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合(新たな高校をつくる)、②募集停止のいずれかの方策をとる。

3「中山間地存立校」の基準について

- ○募集定員80人以上とする。
- ○在籍生徒数が 120 人以下の状態、もしくは、在籍生徒数が 160 人以下かつ卒業生の半数以上が当該 高校へ入学している中学校がない状態が 2 年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合 (新たな高校をつくる)、②地域キャンパス化(分校化)、③「中山間地存立特定校」の指定、④募集停止のいずれかの方策をとる。

3-(1)「中山間地存立特定校」指定の基準について

- ○募集定員 40 人でも単独で高校を存続させる道を残す。
- ○県境に近い地域にある高校は原則指定し、地域と協働しながら存続させていく。
- ○県境に近い地域にない高校は、地域が具体的な支援や存続する体制を整備する場合において、 個別に指定を検討していく。

3-(2)「地域キャンパス」及び「中山間地存立特定校」がより小規模になった場合の基準について

- ○在籍生徒数が60人以下の状態が2年連続した場合には、募集停止を検討する。ただし、卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がある場合や、将来、入学者の増加が予測される場合は慎重に扱う。なお、在籍生徒数は、地域キャンパス化から3年が経過、もしくは「中山間地存立特定校」の指定から3年が経過した時点以降の生徒数とする。
- 注1) 再編に関する基準等については、令和8年度を初年度として適用する。
- 注2)この基準の「在籍生徒数」は、学校基本調査に基づく5月1日現在の数とする。
- 注3)「中山間地存立校」「中山間地存立特定校」「地域キャンパス」においては、ICT を活用した遠隔 授業を積極的に行うことで、学びの質を保障していく。

「都市部存立校」と「中山間地存立校」について

※下線は再編・整備計画対象校 網掛けは県境に近い地域にある高校

通学区	旧 12 通学区	都市部存立校		は保現に近い地球にある
		都市部存立普通校	都市部存立専門校	中山間地存立校
1	1			飯 山 <u>下高井農林</u>
	2	<u>中野立志館</u> <u>中野西</u> <u>須坂東</u> 須 坂	<u>須坂創成</u>	
	3	長野吉田 長 野 長野西 <u>長</u> 野東	長野商業 長野工業	北部
	4	長野南 篠ノ井 屋 代 <u>屋代南</u>	<u>更級農業</u> <u>松 代</u>	坂城
2	5	上 田 上田染谷丘 上田東	上田千曲	丸子修学館
	6	小 岩村田 野沢北 野沢南	小諸商業 佐久平総合技術	蓼 科 <mark>軽井沢</mark> 小 海
3	7	諏訪清陵 諏訪二葉 下諏訪向陽 <u>岡谷東</u> 岡谷南	諏訪実業 <u>岡谷工業</u>	<mark>富士見</mark> 茅 野
	8	<u>伊那北</u> 伊那弥生ケ丘 赤 穂	上伊那農業 <u>駒ケ根工業</u>	<u>辰</u> 野 高 遠
	9	飯 田飯田風越	飯田 OIDE 長姫 下伊那農業	松 川 <mark>阿 智</mark> <mark>阿 南</mark>
4	10			<mark>蘇 南</mark> 木曽青峰
	11	塩 <u>ス</u> 志学館 田 川 松本県ケ丘 松本美須々ケ丘 松本深志 松本蟻ケ崎 豊 科	松本工業 南安曇農業 穂高商業	梓 川 明 科
	12			<u>池田工業</u> 大町岳陽 <mark>白 馬</mark>

注)「都市部存立校」と「中山間地存立校」の考え方は、全日制高等学校を対象としており、多部制・単位制及び定時制高等学校は含まれていない。

「再編に関する基準等」の再検討原案における変更点等について

高校再編推進室

- 1 「都市部存立普通校」の基準について
 - ○募集定員の表記 ⇒現行通りとし変更しない
 - ○基準及び該当した場合の選択肢 ⇒現行通りとし変更しない 現在進行中の再編・整備計画【一次】【二次】【三次】との整合性を図るため
- 2 「都市部存立専門校」の基準について
 - ○募集定員の表記 ⇒現行通りとし変更しない
 - ○基準及び該当した場合の選択肢 ⇒現行通りとし変更しない 現在進行中の再編・整備計画【一次】【二次】【三次】との整合性を図るため
- 3 「中山間地存立校」の基準について
 - ○募集定員の表記 ⇒ 「120 人以上が望ましい」を「80 人以上とする」に変更 令和 6 年度、中山間地存立校 22 校中 15 校が 80 人募集であることから、実態に即した数値 に変更
 - ○基準及び該当した場合の選択肢 ⇒現行通りとし変更しない 現在進行中の再編・整備計画【一次】【二次】【三次】との整合性を図るため
- 4 「中山間地存立特定校」の基準について
 - ○表題の変更 \Rightarrow 3 (1)として「指定」を追加し、3 の基準に該当した場合の選択肢のうち③を 指定するための基準であることを明記
 - ○表記の変更

「中山間地存立特定校」の定義を改めて整理

○条件(イ)を削除

すべての中山間地存立校が(イ)の条件に該当すると判断できるため削除

- ○条件を示す表記を変更
 - ・県境に近い地域にある高校(表1)は、原則指定し地域と協働しながら存続させていく ことを明記
 - ・県境に近い地域にない高校については、地域の関り方について改めて整理し、一校一校 個別に検討していくことを明記
- 5 「地域キャンパス」及び「中山間地存立特定校」がより小規模になった場合について
 - ○表題の変更 ⇒ 3-(2)として「の基準」を追加し、3の基準に該当した場合の選択肢のうち②
 ③における基準であることを改めて明記
- 6 その他
 - ○「再編に関する基準等」を適用する期間及び対象校について冒頭に表記

本基準は、平成30年(2018年)に公表した「高校改革~夢に挑戦する学び~実施方針」において、再編・整備完了(目標)を2030年3月としていることから、適用期間も同様とする。また、本基準は現在行っている再編・整備計画【一次】【二次】【三次】の対象校以外の高校に適用するものであることを改めて明記した。

- ○第2期再編後の高校のあり方について、別途引き続き検討することを冒頭に表記
- ○注3に ICT を活用した遠隔授業に関する文言を追加

「県立高校の特色に関する方針」で示されている、中山間地校における ICT を活用した遠隔 授業について、教育の機会や学びの質を保障する観点からその導入を検討していく

1 「都市部存立校」と「中山間地存立校」について

2022年(令和4年)5月1日現在

通学区	旧 12 通学区	都市部存立校		中山間地存立校		
		都市部存立普通校	都市部存立専門校	中山间地行立议		
1	1			飯 山 下高井農林		
	2	中野立志館 中野西 須坂東 須 坂	須坂創成			
	3	長野吉田 長野西 長野東	長野商業 長野工業	北部		
	4	長野南 篠ノ井 屋 代 屋代南	更級農業 松 代	坂 城		
2	5	上 田 上田染谷丘 上田東	上田千曲	丸子修学館		
	6	小 岩村田 野沢北 野沢南	小諸商業 佐久平総合技術	蓼 科 軽井沢 小 海		
3	7	諏訪清陵 諏訪二葉 下諏訪向陽 岡谷東	諏訪実業 岡谷工業	富士見茅 野		
	8	伊那北 伊那弥生ケ丘 赤 穂	上伊那農業 駒ケ根工業	辰 野 高 遠		
	9	飯 田飯田風越	飯田 OIDE 長姫 下伊那農業	松 川 阿 智 阿 南		
4	10			蘇 南 木曽青峰		
	11	塩 用 出 松本県須 松本 松本 松本 松本 松本 戦ケ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	松本工業 南安曇農業 穂高商業	梓 明 科		
	12		の老さ七は、人口制立	池田工業 大町岳陽 白 馬		

注)「都市部存立校」と「中山間地存立校」の考え方は、全日制高等学校を対象としており、多部制・単位制及び定時制高等学校は含まれていない。

2 再編に関する基準等について

1「都市部存立普通校」の基準について

- 〇募集定員 240 人以上が望ましく、さらに規模の大きさを活かせる募集定員 320 人 規模の学校の設置も目指す。
- ○規模が縮小し、在籍生徒数が 520 人以下の状態が 2 年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合 (新たな高校をつくる)、②募集停止のいずれかの方策をとる。

2「都市部存立専門校」の基準について

- ○募集定員 120 人以上が望ましい。
- ○規模が縮小し、在籍生徒数が 280 人以下の状態が 2年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合(新たな高校をつくる)、②募集停止のいずれかの方策をとる。

3「中山間地存立校」の基準について

- ○募集定員 120 人以上が望ましい。
- ○在籍生徒数が 120 人以下の状態、もしくは、在籍生徒数が 160 人以下かつ卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない状態が 2 年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合(新たな高校をつくる)、②地域キャンパス化(分校化)、③「中山間地存立特定校」の指定、④募集停止のいずれかの方策をとる。

4「中山間地存立特定校」の基準について

- ○地域との協働を「中山間地存立校」を適用した学校よりもさらに強化することにより、募集定員 40 人でも単独で高校を存続させる道を探る。
- ○次の条件をすべて満たす高校は「中山間地存立校」の基準に該当した場合であっても、その例外として「中山間地存立特定校」としての指定を検討する。
 - (ア) 県境に近い地域で、近隣の高校と著しく離れている。
 - (イ)教育機会の確保の観点から高校の存続の必要性が高いと判断できる。
 - (ウ) 所在する市町村等、地域からの支援を得ながら、高校を単独で存続する体制 を整備できる。

5「地域キャンパス」及び「中山間地存立特定校」がより小規模になった場合について

- ○在籍生徒数が 60 人以下の状態が 2 年連続した場合には、募集停止を検討する。 ただし、卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がある場合や、将 来、入学者の増加が予測される場合は慎重に扱う。なお、在籍生徒数は、地域キャンパス化から 3 年が経過、もしくは「中山間地存立特定校」の指定から 3 年が 経過した時点以降の生徒数とする。
- 注1) 再編に関する基準等については、令和5年度を初年度として適用する。
- 注2)この基準の「在籍生徒数」は、学校基本調査に基づく5月1日現在の数とする。

第1回「再編に関する基準等」の再検討に係る意見交換会における意見

高校再編推進室

令和7年2月13日に標記意見交換会を開催し、構成員の皆様からご意見をいただきました。原案に対するご意見について、県教育委員会の考えを示しました。 ※➡県教育委員会の考え

冒頭追記部分について

本基準は、令和12年(2030年)3月を完了目標として推進している「高校改革 ~夢に挑戦する学び~再編・整備計画」(第2期再編)におけるものであるため、その適用も令和12年(2030年)3月までとする。また本基準は、再編・整備計画【一次】【二次】【三次】の対象校以外に対して適用するものであり、現在行っている再編・整備計画は、本基準と切り離して引き続き進めていく。

第2期再編後の新たな再編や基準等の必要性については、社会情勢や地域、産業界等の意見を踏まえ、 検討する場の設置を含め引き続き考えていく。

<いただいたご意見>

基準の適用については 2030 年まで留保した上で、より生徒減少が深刻になっていく 2030 年度以降の対応について検討を始め、本基準については 2030 年まで留保することを望む。

→2018 年 9 月に「高校改革〜夢に挑戦する学び〜実施方針」を策定・公表し、その方針に基づき旧 12 通 学区ごとに「高校の将来像を考える地域の協議会」等を設置し、各通学区における高校の将来像につい て本基準を前提に議論していただいた。県教育委員会に提出いただいた意見・提案書をもとに再編・整 備計画【一次】【二次】【三次】を進めている経緯を考えると、このまま留保した状態にはできない。

1「都市部存立普通校」の基準について

- ○募集定員 240 人以上が望ましく、さらに規模の大きさを活かせる募集定員 320 人規模の学校の設置も目指す。
- ○規模が縮小し、在籍生徒数が 520 人以下の状態が 2年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合(新たな高校をつくる)、②募集停止のいずれかの方策をとる。

<いただいたご意見>

- ・「320人規模の学校の設置も目指す」とあるが、現状では2校のみであるため記載は不要。
- ・「520人以下」という基準に抵触する学校が出ることが予想されるため慎重に検討してほしい。
- ➡・本基準に基づき、都市部存立普通校の再編を進めてきており、伊那新校、佐久新校は募集定員320人規模の学校として開校予定。
 - ・2030 年までの生徒数の予測に基づきこの数が維持できると考えているが、基準に抵触した学校が出た 場合には関係者と慎重に検討していきたい。

2「都市部存立専門校」の基準について

- ○募集定員 120 人以上が望ましい。
- ○規模が縮小し、在籍生徒数が 280 人以下の状態が 2年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合(新たな高校をつくる)、②募集停止のいずれかの方策をとる。

<いただいたご意見>

なし

➡特になし

- 3「中山間地存立校」の基準について
- ○募集定員80人以上とする。
- ○在籍生徒数が 120 人以下の状態、もしくは、在籍生徒数が 160 人以下かつ卒業生の半数以上が当該 高校へ入学している中学校がない状態が 2 年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合 (新たな高校をつくる)、②地域キャンパス化(分校化)、③「中山間地存立特定校」の指定、④募 集停止のいずれかの方策をとる。

<いただいたご意見>

- ・「中山間地存立校」の学校規模を実態に即し「80人」としたことは評価できる。
- ・「もしくは、在籍生徒数が 160 人以下かつ卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない状態」という基準は、これまでに「半数以上が当該高校へ入学している」に該当したケースが極めて稀であるため、大変厳しいものである。
- ➡・原案通り「80人以上とする」としたい。
 - ・「もしくは、在籍生徒数が 160 人以下かつ卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない 状態」という基準については検討する余地があると考えており、パブリックコメント等でさらに意見 を求め検討の材料としたい。
- 3-(1)「中山間地存立特定校」指定の基準について
 - ○募集定員40人でも単独で高校を存続させる道を残す。
 - ○県境に近い地域にある高校は原則指定し、地域と協働しながら存続させていく。
 - ○県境に近い地域にない高校は、地域が具体的な支援や存続する体制を整備する場合において、 個別に指定を検討していく。

<いただいたご意見>

「地域と協働」「具体的な支援」とはどのような内容を想定しているか。

- ➡現在も地元自治体からは様々な形でご支援いただいており感謝。中山間地存立特定校は県が主体となって維持していくものであるが、地元自治体からも支援が必要であると考えており、支援のあり方については多様であることから、指定にあたっては一校ずつ個別に検討していきたい。
 - 3-(2)「地域キャンパス」及び「中山間地存立特定校」がより小規模になった場合の基準について
 - ○在籍生徒数が60人以下の状態が2年連続した場合には、募集停止を検討する。ただし、卒業生の 半数以上が当該高校へ入学している中学校がある場合や、将来、入学者の増加が予測される場合 は慎重に扱う。なお、在籍生徒数は、地域キャンパス化から3年が経過、もしくは「中山間地存 立特定校」の指定から3年が経過した時点以降の生徒数とする。

<いただいたご意見>

「注3」として、ICT を活用した遠隔授業を積極的に行うのであれば、より小規模になった場合の基準は不要ではないか。少人数の良さを活かした不登校生徒の学びの場も必要。

➡現在も研究しているところであるが、2030年以降の課題として引き続き検討していく。

注釈部分について

- 注1) 再編に関する基準等については、令和8年度を初年度として適用する。
- 注2) この基準の「在籍生徒数」は、学校基本調査に基づく5月1日現在の数とする。
- 注3)「中山間地存立校」「中山間地存立特定校」「地域キャンパス」においては、ICT を活用した 遠隔授業を積極的に行うことで、学びの質を保障していく。

<いただいたご意見>

全県を ICT で結ぶような大胆な発想で遠隔授業が展開できるように検討願いたい。

➡ICT を活用した遠隔授業が展開できるよう環境整備を進めていく。